

野田市消防団規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和7年10月29日

野田市長 鈴木有

野田市規則第54号

野田市消防団規則の一部を改正する規則

野田市消防団規則（平成10年野田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1南方面隊の項第14分団の目1部の節中「一部」の次に「、梅郷」を加える。

附 則

この規則は、梅郷に係る地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示の効力を生ずる日から施行する。